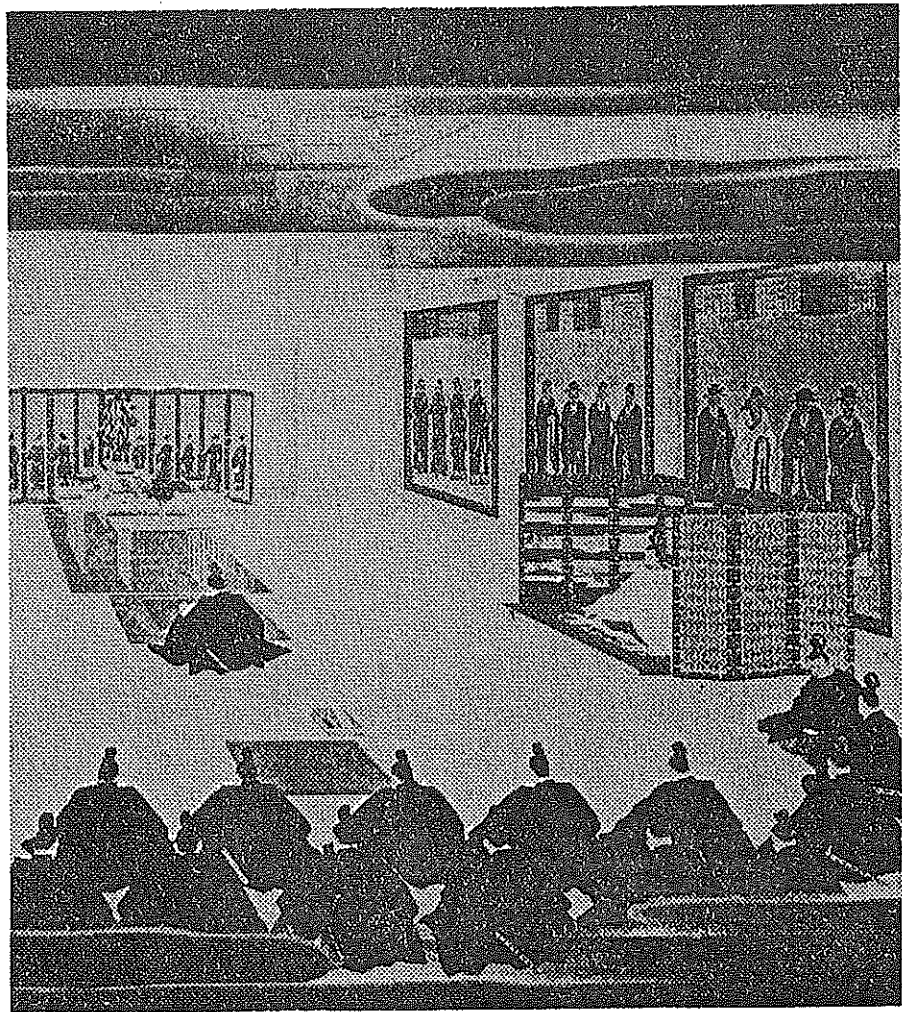


「天皇の御存在」についての理解のための「しるべ」

（社）国民文化研究会理事長  
元 亜細亜大学 教授

小田村寅二郎

昨年は、この合宿に参加された方々へのお土産になればと考へ、聖徳太子の『十七条憲法』を紹介したが、（『日本への回帰―第二十二集―』に掲載）、今年は、表記の題で、天皇に直接関連するいくつかの基本的な文献を紹介したい。



「五箇條の御誓文」の図 乾 南陽 作（聖徳記念絵画館）

（神前において三條實美が「五箇條の御誓文」を朗読する光景）

——上図の中の御右に坐しますのが明治天皇であられる——

「五箇條の御誓文」(明治元年一月八日—三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦ザラシメン事ヲ要ス
- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ
- 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ

朕躬ヲ以テ衆ニ先ンジ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努カセヨ

註\*經綸ニ國を治めるとのへること

\*官武一途ニ官吏も軍人も一寸の道に進み

\*皇基ヲ振起スニ國の基礎を一そう強固にする

\*國是ニ國家の基本方針

なほ、明治天皇は、この「五箇條の御誓文」を奏上されるに先立ち、「天神地祇を祀給へる御祭文」を、神前に奏上せられた。この御祭文は、こゝには掲載しなかつたが、「五箇條の御誓文」とあはせて拜読すべきものと考へる。

また、この「五箇條の御誓文」に対して公卿諸侯以下が奉った「奉對誓約書」も残されてゐる。その文は短いもので左の通りであるが、当日の列席者は直ちにこれに署名し、又戊辰の役に従軍などのために当日列席しなかつた者は、その後逐次参内して署名し、公卿の全署名者数は、七百六十七人であつた、といふことである。

(奉對誓約書)

勅意宏遠、誠以テ感銘ニ不堪、今日ノ急務、永世之基礎、此他ニ出可ラズ。臣等謹テ 敕旨ヲ奉戴シ、死ヲ誓ヒ、胆勉(はげみつとめる)の意 従事、冀クハ以テ 宸襟(天皇のおほみことろ)ヲ安ジ奉ラン。

「大日本帝國憲法」における「三つの前文」

「大日本帝國憲法及び皇室典範制定の御告文」(明治二十二年二月十一日—一八八九)

皇族ニ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ詰ゲ白サク。皇族ノ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ、惟神ノ實祚ヲ承繼シ、舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ。願ミルニ、世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ、宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ、典憲ヲ成立シ、條章ヲ昭示シ、内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ、外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ、永遠ニ遵行セシメ、益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ、八洲民生ノ慶福ヲ増進スベシ。茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス。惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ胎シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラズ。而シテ朕ガ躬ニ逮テ、時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ、洵ニ

皇祖

皇宗及我が

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラザルハ無シ。皇族ニ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ、併セテ朕ガ現在及將來ニ、臣民ニ率先シ、此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲザラムコトヲ誓フ。庶幾クハ

神靈此レヲ鑒ミタマヘ。

註\*皇朕レ「天皇の位にある朕」といふことで、天皇が御自身のこと

\*寶祚「天皇のみ位」  
\*哲圖「古くから伝はつてある計画（歴代天皇の御理想や御事業の意と思はれる）」

ことを仰せられる御言葉

\*天壤無窮の宏願「天地とともに窮りのない偉大な計画」

\*神代から伝はつてある「神そのまゝの」の意

\*天壤無窮の宏願「天地とともに窮りのない偉大な計画」

\*神代から伝はつてある「神そのまゝの」の意

\*天壤無窮の宏願「天地とともに窮りのない偉大な計画」

\*翼賛ノ道「お助け申上げる道」

\*翼賛ノ道「お助け申上げる道」

\*不基「大いなる基礎」

\*不基「大いなる基礎」

\*八洲民生ノ慶福「八洲」は「大八洲」に同じ、「日本の

\*八洲民生ノ慶福「八洲」は「大八洲」に同じ、「日本の

全国民の幸福」の意

全国民の幸福」の意

\*洪範「大いなる法則」

\*洪範「大いなる法則」

### 「大日本帝國憲法發布の勅語」(明治二十二年—一八八九—二月十一日)

朕、國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ、中心ノ欣榮トシ、朕ガ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ、現在及將來ノ臣民ニ對シ、此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス。

惟フニ、我が祖我が宗ハ、我が臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ、我が帝國ヲ肇造シ、以テ無窮ニ垂レタリ。此レ我が神聖ナル祖宗ノ威徳ト、竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ、國ヲ愛シ公ニ殉ヒ、以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ。朕、我が臣民ハ、即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ、其ノ朕ガ意ヲ奉體シ、朕ガ事ヲ獎勵シ、相與ニ和衷協同シ、益々我が帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ、祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ、此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハザルナリ。

朕、國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ、中心ノ欣榮トシ、朕ガ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ、現在及將來ノ臣民ニ對シ、此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス。

註\*中心ノ欣榮「心からの喜び」

\*中心ノ欣榮「心からの喜び」

\*大權「國家統治といふ大きな権限」

\*大權「國家統治といふ大きな権限」

\*不磨ノ大典「いつまでも減びない大いなるおきて」

\*不磨ノ大典「いつまでも減びない大いなるおきて」

\*肇造「始め建てる」

\*肇造「始め建てる」

\*獎勵「すすめてしたがはせる」

\*獎勵「すすめてしたがはせる」

### 「大日本帝國憲法發布の上諭」(明治二十二年—一八八九—二月十一日)

朕、祖宗ノ遺烈ヲ承ケ、萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ、朕ガ親愛スル所ノ臣民ハ、即チ朕ガ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ、其ノ康福ヲ増進シ、其ノ懿徳良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ、又其ノ翼賛ニ依リ、與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ、乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ、茲ニ大憲ヲ制定シ、朕ガ率由スル所ヲ示シ、朕ガ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ、永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム。

國家統治ノ大權ハ、朕ガ之ヲ祖宗ニ承ケテ、之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ。朕及朕ガ子孫ハ、將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ、之ヲ行フコトヲ愆ラザルベシ。

朕ハ我が臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ、及之ヲ保護シ、此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ、享有ヲ完全ナラシムベキコトヲ宣言ス。

帝國議會ハ、明治二十三年ヲ以テ之ヲ招集シ、議會開會ノ時ヲ以テ、此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスベシ。

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラバ、朕及朕ガ繼續ノ子孫ハ、發議ノ權ヲ執リ、之ヲ議會ニ付シ、議會ハ、此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ、之ヲ議決スルノ外、朕ガ子孫及臣民ハ、敢テ之ガ紛更ヲ試ミルコトヲ得ザルベシ。

朕ガ在廷ノ大臣ハ、朕ガ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任ズベク、朕ガ現在及將來ノ臣民ハ、此ノ憲法ニ對シ、永遠ニ從順ノ義務ヲ負フベシ。

御名御璽

明治二十二年(一八八九)二月十一日

註\*遺烈「遺された御功績」

\*遺烈「遺された御功績」

\*惠撫慈養「恵み愛し、つくしみ養ふ」

\*惠撫慈養「恵み愛し、つくしみ養ふ」

\*康福「安らかで幸福なこと」

\*康福「安らかで幸福なこと」

\*懿徳「美しい徳」

\*懿徳「美しい徳」

\*履踐「履行」

\*履踐「履行」

\*循行「必要と思はれる(ちやうどよ)時

\*循行「必要と思はれる(ちやうどよ)時

「大日本帝國憲法」(全七十六條)の條文抜粹 (明治二十二年—一八九—二月十一日)

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルベキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スベシ若議會ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スベシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ズ

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講ジ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨グズ及臣民タルノ義務ニ背カザル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十一條 本章ニ掲ゲタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨グルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ゲタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セザルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ズ

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スベシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開クコトヲ得ズ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非ザレバ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

# 教育に関する勅語

朕惟ふに 我が皇祖皇宗 國を肇むること宏遠に  
 徳を樹つること深厚なり  
 我が臣民 克く忠に 克く孝に 億兆心を一にし  
 て 世々厥の美を濟せるは 此れ我が國体の精華  
 にして 教育の淵源亦実に此に存す 爾臣民 父  
 母に孝に 兄弟に友に 夫婦相和し 朋友相信じ  
 恭儉已れを持し 博愛衆に及ぼし 學を修め 業  
 を習ひ 以て智能を啓發し 徳器を成就し 進で  
 公益を広め 世務を開き 常に國憲を重じ 國法  
 に遵ひ 一旦緩急あれば 義勇公に奉じ 以て天  
 壤無窮の皇運を扶翼すべし 是の如きは 独り朕  
 が忠良の臣民たるのみならず 又以て爾祖先の遺  
 風を顕彰するに足らん  
 斯の道は実に我が皇祖皇宗の遺訓にして 子孫臣  
 民の俱に遵守すべき所 之を古今に通じて 謬らず  
 之を中外に施して 悖らず 朕爾臣民と俱に 拳々  
 服膺して 咸其徳を一にせんことを庶幾ふ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

註 惟ふニよく考へてみると

\* 國ヲ肇ムルコト宏遠ニ最モ遠大ニ御理想をもつて、この國を  
おひらきになられた

\* 徳ヲ樹ツルココでの「徳」は、國民に対して御恵み深いお心  
で相對せられること、そのお心を堅く確立せられたこと

\* 億兆ニすべての國民

\* 世世厥ノ美ヲ濟セルハ昔から今日まで忠孝の美風を立派にう  
けついできたことは

\* 徳器ニ徳行と器量とを總稱した語で、道德的品性の意

\* 一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ一たび國家の一大事が起つたと  
きは、正しい勇気を振り起して國家のために尽し

\* 之ヲ古今ニ通ジテ謬ラズこれを昔から今に至るまでのいつの  
時代に行つても、間違つてゐないことであつたし

\* 之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ國內のみならず國外、すなはちすべ  
ての諸外國において行つても、決して人間の道に反するといふ

ことはなし

\* 拳々服膺シテつよしんで捧げ持つやうに、片時もその身に離  
さずに固くこれを守つて